

本会アニマルウェルフェア対応の現状と今後について

JA全農 畜産総合対策部

生産者団体としての「アニマルウェルフェアポリシー」を令和6年5月に制定

ポイント①：一般的な畜産企業のポリシー同様、国際的なアニマルウェルフェアの基本的な指針である「5つの自由」を尊重することを明記

ポイント②：全農グループは畜産酪農事業において一貫したサプライチェーンを構築しているため、農場から食卓に至るあらゆる事業に適用

ポイント③：持続可能な家畜生産を実現するために動物福祉と農業者福祉は表裏一体であること

ポイント④：アニマルウェルフェアは社会・経済・環境のバランスで成立するため、ポリシー内容は関係者との対話により段階的な発展・改定を予定

全農グループは、日本の食料システムを守り、安全で新鮮な国産農畜産物を国民の皆さまに提供する使命を将来にわたって果たします。

畜産酪農事業においては、家畜の取り扱いが家畜の健康状態のみならず、生産者・従業者の労働安全衛生に影響することを認識し、家畜・生産者・従業者、それぞれの福祉向上をはかるため「全農グループ アニマルウェルフェアポリシー」を定めてアニマルウェルフェアの向上に取り組みます。

※アニマルウェルフェアは、国際獣疫事務局(WOAH)によって「動物が生きて死ぬ状態に関連した、動物の身体的及び心的状態」と定義されています。

1. 範囲

本ポリシーはJAグループならびに全農グループのサステナビリティに関わる方針に包含されるものであり、全農グループの生産から加工、流通、消費までを含むグローバルサプライチェーン上のあらゆる事業と従業者に適用されます。

2. 5つの自由

全農グループは、家畜を快適な環境下で取り扱うことが家畜のストレスや疾病を減らし、生産性の向上や安全な畜産物の生産につながると認識し、国際獣疫事務局(WOAH)および農林水産省が提示する、アニマルウェルフェアを評価するための基本的な指針である「5つの自由」を尊重します。

5つの自由

- 飢え、渇き及び栄養不良からの自由
- 恐怖及び苦悩からの自由
- 身体的及び熱の不快感からの自由
- 苦痛、障害及び疾病からの自由
- 通常の行動様式を発現する自由

3. 家畜疾病対策

全農グループは、家畜伝染病や疾病への対策がアニマルウェルフェア向上の重要な要素であることを認識し、予防や感染拡大防止に取り組みます。

4. 労働安全衛生

アニマルウェルフェアの向上と家畜飼養に関わる従業者の労働安全衛生を両立させるため、双方の改善に取り組みます。

5. パートナーシップ

(1) 生産者

関係する生産者の飼養管理実態の把握に努め、対話を通じてより良いアニマルウェルフェアの実現をともにすすめます。

(2) 消費者

生産現場の実態と科学的見地を踏まえ、対話を通じてより良いアニマルウェルフェア実現をともにすすめます。

(3) 外部機関

国や教育研究機関等との連携・情報共有により、アニマルウェルフェアに関わる科学的アプローチをすすめます。

本ポリシーはアニマルウェルフェアを持続的かつ段階的に発展させる観点から適宜内容を見直し、改定していきます。

家畜と人との双方にとってより良い未来を実現するためには、社会・経済・環境のバランスが取れていることが重要です。また、アニマルウェルフェアの継続的な発展には、対応に伴う正当なコスト上昇を社会全体で吸収していく視点も必要となります。全農グループは、こうした観点も踏まえ、ステークホルダーとの継続的・建設的な対話を通じて、持続可能な畜産酪農事業の実現に取り組んでいきます。

2024年5月制定

現状の取り組みーチェックリスト調査結果から見た課題ー

乳用牛

- 除角（生後2か月以内もしくは麻酔）
- 危機管理マニュアルの整備
- 飼養管理状況の毎日の記録

肉用牛

- 除角（生後2か月以内もしくは獣医師による麻酔）
- 削蹄（少なくとも1年に1回以上）
- チェックリストによるAWの定期確認

豚

- 繁殖雌豚が利用できる巣材の提供
- 豚に遊べるものや、人とのふれあいの機会の提供
- チェックリストによるAWの定期確認

採卵鶏

- 獣医師の指導の下でのワクチン接種・治療
- 疾病に罹患した鶏の分離・手当
- 異常な行動が見られた場合の飼養空間の是正措置

ブロイラー

- アニマルウェルフェアの指標や改善方法に関する知識や技術の習得
- チェックリストによるAWの定期確認
- 文書化された手順

生産側：

グループ直営農場におけるチェックリスト達成率の向上



販売側：

販売先との連携・消費者への普及啓発・理解醸成

⇒食育は未来の消費者を育む点で効果的

